

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	情報公開・法務課	整理番号	A-1
許認可等の種類	公文書公開請求に対する決定			
根拠法令条例等・条項	長野県情報公開条例第11条			
許認可等の概要	公文書公開請求に対する公開、一部公開、非公開、公文書請求拒否の決定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において判断基準が尽くされているため)</p> <p>【参考】長野県情報公開条例第7条各号、第10条</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。 (各号・・①法令秘情報、②個人に関する情報、③行政機関等匿名加工情報、④法人等に関する情報、⑤犯罪の予防等に関する情報、⑥審議等に関する情報、⑦事務等に関する情報)</p> <p>第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	請求日から起算して15日以内			
期間の制定根拠	長野県情報公開条例第12条			